

交際費の支出基準額

区 分	対 象 者 等	金 額	
儀 礼 的 経 費	お祝い	1 就任・叙勲等お祝いの生花等 県内市長・近隣町長・姉妹都市等の市町村長等	1万円程度(実費)
		2 総会・祝賀会・各種団体の大会等への出席祝金 懇親会・会食等飲食が伴う場合のみ会費相当分を持参	1万円以内 (会費等が明記されている場合は、その金額とす
		3 激励祝金 全国大会等に出場する団体又は個人(市が、出場に対して補助金等の応分の負担を行っている場合を除く。)	1万円以内(1人当たり)
	お見舞	1 病氣見舞	1万円以内
		2 災害見舞	1万円以内 (ただし、他都市への災害見舞はこの限りではな
	香典	1 名誉市民、市議会議員、地元選出県議会議員・国会議員、市三役(本人)	2万円
		2 " (一親等親族)	1万円
		3 市行政委員	1万円
		4 " (一親等親族)	5千円
		5 市政に功労があったと認められるもの	1万円以内
		6 その他、市長が特に必要と認めるもの	1万円以内
	供花等	香典対象者の内、特に必要と認めたもの	地域慣習による実勢額の範囲内
	餞別	市の事務事業と直接かつ密接な関係のあったもの	1万円以内
社 交 的 経 費	会費	会費を必要とする会合等への参加等に要する経費	会費相当額
	懇談会費	市政運営上有益な交際を目的とする懇談に要する経費	社会通念上妥当と認められる額
	記念品代	国内外の来客等に対する記念品又は交際上必要な手土産や贈答品の購入等に要する経費	社会通念上妥当と認められる額
その他の経費	市政運営上交際費により支出することが適当と認められる経費	社会通念上妥当と認められる額	